

## 仲裁センター運営委員の仲裁輔佐人選任に関する細則

施行 平成二〇・ 三・一三

第一条 この細則は、第一東京弁護士会仲裁センター（以下「仲裁センター」という。）の運営の円滑化・活性化を図るため、仲裁センター運営委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）の中から仲裁センター規則第八条に規定する仲裁輔佐人（以下「仲裁輔佐人」という。）を選任する手続その他必要な事項を定めるものである。

第二条 委員会は、仲裁手続又は和解手続のあった事件について必要があるときは、委員を仲裁センター規則第八条に規定する仲裁輔佐人に選任することができる。

第三条 仲裁輔佐人は、弁護士登録十五年以下の者であって、仲裁人候補者となっていない委員の中から委員会が選任する。なお、選任にあたっては、当該申立事件に係る仲裁人又は仲裁人予定者の意見を聴くことができる。

第四条 前条に基づき選任された仲裁輔佐人は、仲裁手続規則第八条に規定する職務のほか、仲裁手続等に関する事務について仲裁センター事務局を補助する。

第五条 仲裁輔佐人の報酬は、仲裁人報酬規則第四条の定めにより、委員会で決する。

### 附 則

この細則は、日本弁護士連合会の承認があった日（平成二十年三月十三日）から施行する。